

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設				
税 目	法人税、所得税				
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。</p> <p>※ 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）において、「研究開発法人（独立行政法人であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓蒙及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なもの）」として、同法別表に掲げられている（試験研究等独法：32 法人）。</p> <p>※ 本要望については、文部科学省（予定）において試験研究等独法 32 法人を取りまとめの上、要望するとともに、あわせて各法人所管府省からも別途要望を行うものである。</p> <table border="1" data-bbox="1013 907 1476 1003"> <tr> <td data-bbox="1013 907 1220 1003">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 907 1476 1003">5. 25 百万円 （ — ）</td> </tr> </table>			減収見込額 （平年度）	5. 25 百万円 （ — ）
減収見込額 （平年度）	5. 25 百万円 （ — ）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 独立行政法人整理合理化計画 (H19.12.24 閣議決定) で、独立行政法人の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化が盛り込まれており、これを税制面から促進する必要がある。 また、研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構へ寄附を行う法人等に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。</p>				

	政策評価体系における位置付け	8. 沖縄政策 1. 沖縄政策の推進 (6) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策
今回の要望に	政策の達成目標	<p>国から独立行政法人への財政支出について、費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。(独立行政法人整理合理化計画(抄))</p> <p>なお、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、沖縄科学技術大学院大学学園法に基づき、政令で定める日(同法の公布の日から3年以内)に解散し、新たに沖縄科学技術大学院大学学園(学校法人)が設立されることとなる。</p> <p>この学園は、学校法人を対象とする既存の指定寄附金制度の対象となるが、機構が解散するまでの間についても、先行的に指定寄附金制度の対象とすることで、機構の自立的経営に向けた寄附金の獲得を促すことが可能となる。また、こうした取組により、学園設立後の寄附金獲得が容易かつ円滑になる。</p>
関連	租税特別措置の適用又は延長期間	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構が解散するまでの間、適用する。
連	同上の期間中の達成目標	上記、政策の達成目標と同様。
す	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行法令上、独立行政法人は特定公益増進法人に該当し、法人が行う寄附については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額の範囲内で損金算入することができる。
事	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 21 年度予算額 運営費交付金 57.2 億円 施設整備費補助金 55.1 億円 合計 112.3 億円
項	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	関係なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	政策の達成状況	該当なし
	租税特別措置の適用実績	該当なし
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	該当なし
	前回要望時の達成目標	該当なし

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	該当なし
これまでの要望経緯	内閣官房行政改革推進室より、平成 20 年度及び平成 21 年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を要望。	